第三十九条の九十第六項第一号	第六十八条の六十三第一項又は旧効力措置法第六十八条の六十三第一項		
	規定する連結所得の金額	規定する連結所得の金額又は旧効力措置法施行令第三十九条の九十第三項に規定する軽減対象連結所得金額	
第三十九条の九十第七項	第六十二条の九第一項	第六十二条の九第一項並びに旧効力措置法第六十八条の六十三第一項	
	第三十九条の九十の二第四項、第三十九条の九十の三第二項及び第三十九条の百十三の二第一項	の規定を適用せず	並びに旧効力措置法第六十八条の六十三第一項の規定を適用せず
	第三十九条の百二十五第二項及び第三十九条の百二十六第一項	第五項の規定	第五項並びに旧効力措置法第六十八条の六十三第一項の規定
		同法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額	法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額

4　改正法附則第百十七条第五項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第百五十五条の十三第二項及び第百五十五条の十三の二第二項の規定の適用については、これらの規定中「規定を適用しないで」とあるのは、「規定及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第百十七条第五項（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の六十三第一項（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）の規定を適用しないで」とする。

（連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第三十三条　改正法附則第百二十二条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで（旧法第六十八条の七十八第一項の表の第八号に係る部分に限る。）の規定に基づく旧令第三十九条の百六第一項、第四項、第八項から第十五項まで、第十七項、第十八項、第二十二項、第二十三項及び第二十五項から第四十一項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第九項	ときから五項前段（第三十九条の七第十	ときから（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）附則第二十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この条において「旧効力単体措置法施行令」という。）第三十九条の七第十五項前段から
第十二項	第三十九条の七第十八項前段	旧効力単体措置法施行令第三十九条の七第十八項前段
第十七項	第六十五条の七第八項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第九十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力単体措置法」という。）第六十五条の七第八項

第十八項	法第六十五条の七第八項	旧効力単体措置法第六十五条の七第八項
第二十八項第二号及び第四号	法第六十五条の八第四項	旧効力単体措置法第六十五条の八第四項
第三十一項	法第六十五条の七第一項に規定する	旧効力単体措置法第六十五条の七第一項に規定する
	法第六十五条の八第七項	旧効力単体措置法第六十五条の八第七項
第三十二項	又は第六十五条の八第四項	又は旧効力単体措置法第六十五条の八第四項
	法第六十五条の八第四項	旧効力単体措置法第六十五条の八第四項
	法第六十五条の八第七項	旧効力単体措置法第六十五条の八第七項
第三十六項	、法第六十五条の七第一項	、旧効力単体措置法第六十五条の七第一項
	法第六十五条の七第一項に規定する買換資産	旧効力単体措置法第六十五条の七第一項に規定する買換資産
	第六十五条の八第四項の	旧効力単体措置法第六十五条の八第四項の
第三十七項	、法第六十五条の八第七項	、旧効力単体措置法第六十五条の八第七項
	法第六十五条の七第一項に規定する買換資産	旧効力単体措置法第六十五条の七第一項に規定する買換資産

2　改正法附則第百二十二条第八項の規定の適用がある場合における新令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十九条の百八第一項第二号	又は	若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第百二十二条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第六十八条の八十の規定
	の規定	
第三十九条の百八第二項第二号	又は	若しくは又は旧効力措置法第六十八条の七十九第八項において準用する場合を含む。）若しくは旧効力措置法第六十八条の七十九第九項（旧効力措置法第六十八条の七十九第九項において準用する場合を含む。）の規定
	の規定	
第三十九条の百二十四第一項第二号	（）又は	（）若しくは又は旧効力措置法第六十八条の七十九第八項において準用する場合を含む。）の規定
	の規定	
第三十九条の百二十四第一項第三号	（）又は	（）若しくは又は旧効力措置法第六十八条の七十九第九項（旧効力措置法第六十八条の七十九第九項において準用する場合を含む。）の規定
	の規定	